

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

上場有価証券の評価損に関する
Q&A について

2009年4月3日に国税庁のホームページ上で「上場有価証券の評価損に関するQ&A」(以下、「本Q&A」)が公表されました。

上場有価証券の評価損については、上場有価証券の事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合に限り税務上損金算入が認められていますが、どのような状況であれば近い将来その価額の回復が見込まれないと言えるのかが問題となっていました。

本Q&Aでは、企業が所有する上場有価証券の時価が帳簿価額に比べて50%以上下落し、会計上減損処理が行われた場合において、税務上その評価損を損金算入するに当たっての取り扱いの明確化が図られています。

株価が50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準

上場株式の事業年度末における時価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合における評価損の損金算入に当たっては、株価の回復可能性についての検討を行う必要がありますが、本Q&Aでは、回復可能性の判断の基準として、法人の側から過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることが明らかにされています。

また、本Q&Aでは、法人が独自に株価の回復可能性にかかわる合理的な判断を行うことが困難な場合には、発行人にかかわる将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解を合理的な判断の根拠のひとつとすることも認められるとされています。専門性を有する客観的な第三者の見解の例示として、証券アナリスト等による個別銘柄別・業種別分析や業界動向にかかわる見通し、株式発行人に関する企業情報等が示されています。

監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準

本Q&Aでは、法人が株価の回復可能性の判断の基準として一定の形式基準を策定し、自社の監査を担当する監査法人から、その合理性についてチェックを受けて、これを継続的に使用するような場合には、その基準が税務上の観点から明らかに不合理である場合を除き、税務上その基準に基づく損金算入の判断は合理的なものと認められることが明らかにされています。

なお、本Q&Aでは、法人が繰延税金資産を含む財務諸表の監査を受けている場合には、上場株式の評価損の損金算入の基準に対するチェックを受けたものと同様に扱うことができることが示されています。この点については、上場株式の評価損の損金算入の基準は繰延税金資産に対して影響を与えるものであるため、繰延税金資産を含む財務諸表の監査を受けている法人では監査の過程において上場株式の評価損の基準の合理性についての検討が行われているものと考えられるためであると説明されています。

株価の回復可能性の判断の時期

本Q&Aでは、株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものであることから、評価損を計上した翌事業年度以降に株価の上昇等の状況の変化があったとしても、評価損を計上した事業年度末において合理的な判断基準に基づいて回復可能性の判断が行われていれば、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はないことが明らかにされています。

株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取り扱い

本Q&Aでは、過去の事業年度において有税で減損処理した上場株式について、その後の事業年度において税務上評価損を計上できる状況になった場合には、過去の評価損の否認額も含めて、その事業年度の損金の額に算入することができることが確認されています。

その場合の具体的な取り扱いは以下のようになります。

- ① 評価損否認金(過去の事業年度において有税で減損処理した金額)については、その事業年度において申告調整により損金の額に算入した金額を、評価損として損金経理したものとして取り扱うこととされています。
- ② 評価損として損金算入の対象となる金額は、その事業年度末における帳簿価額と株価との差額となります。ただし、税務上、評価損として損金算入できる金額は、あくまでも損金経理した金額に限られるため、会計上減損処理していない金額は損金算入の対象とはなりません。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
マネージャー	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com